

Go To トラベルキャンペーンでの旅行後に割引分の還付を申請する件について

2020年7月22日より開始される国のGo To トラベルキャンペーンでは、7月22日から8月31日（予定）の間の旅行について、実質35%の割引が受けられることになっており、国やGo To トラベルキャンペーン参加事業者の準備が整うまでの間は、旅行者自ら旅行後に申請を行うことで、還付が受けられることになっています。

ただし、大変申し訳ないのですが開始日になっても国や事務局から「調整中」「未定」とされている項目が多く、当ホテルとしてもキャンペーンの対象となる様に申請する予定ですが、現時点では確約ができかねる状態となっております。

申請に必要な書類（予定）は下記の通りです。

1. 還付申請書（様式1号）※GoTo キャンペーン事務局 HP からお客様ご自身でダウンロード下さい。
2. 領収書（支払い内訳が記載されている事）
3. 宿泊証明書
4. 個人情報同意書（様式第2号）※GoTo キャンペーン事務局 HP からお客様ご自身でダウンロード下さい。
5. 口座確認書（様式3号1）※GoTo キャンペーン事務局 HP からお客様ご自身でダウンロード下さい。
6. 前項目に掲げる書類の他、申請に係る旅行の事実を確認するために必要な書類として事務局が指定するもの。

<この内、当ホテルで現在ご用意ができるのは>

2. 領収書

・ホテルに直接ご予約頂いた方・ホテルでご精算いただく方のみ。

※旅行代理店やインターネット決済の場合、申込先から入手していただく必要がありますのでご不明な場合は申込先にお問い合わせ下さい。

3. 宿泊証明書（氏名・宿泊日・宿泊人数の記載されてるもの）

お客様ご自身で還付請求できる宿泊日期間

令和2年7月22日～令和2年8月31日（9月1日チェックアウトまで）

※還付の手続きの申し込み期限：**令和2年9月14日まで**

お客様ご自身で、GoTo トラベル事業事務局宛てに郵送していただくようになります。郵送先は後日、GoTo トラベル事業事務局のホームページにアップされるのをお待ちください。上記以外の申請方法については、開設予定の事務局ホームページでご確認ください。

問い合わせ先：Go To トラベル仮設コールセンター（10：00～17：00まで）

TEL 03-3548-0520（平日のみ）

TEL 03-3548-0540（7/21～7/31まで毎日受付）

以上大変なご不便をおかけして申し訳ないのですが、事情ご賢察の上ご了承くださいませ。